入 院 さ れ る 患 者 様 へ

国の医療制度の改正により、同一の病気で１８０日を超えて入院される患者様が、国の定める一定の症状にない場合、健康保険一部負担金とは別に、新たに負担金が発生することになりました。

（保険外併用療養制度）

「入院期間」には、他の病院での入院期間が含まれる場合があります。また、症状により対象とならない場合もありますので、該当となる患者様にはあらかじめ説明させていただき、以降の入院の継続についてご判断いただくことになります。

ご不明な点がございましたら１階事務医事係までお問い合わせください。

入院基本料の他にご負担いただく医療費

同一病名で１８０日を超えた日から入院基本料の１５％に相当する額

１日あたり　１，６５０円（税込）ご負担いただくことになります。

八雲町熊石国民健康保険病院